事　務　連　絡
令和８年３月19日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局医療機器審査管理課
厚生労働省医薬局医薬安全対策課

医療機器に接続するVPN 装置等のネットワーク機器における サイバーセキュリティ対策の徹底について（注意喚起）

近年、ランサムウェアによるサイバー攻撃が活発になってきており、特にVPN装置を悪用した外部からの侵入によるランサムウェア被害が増加しております。医療機関の情報システムがランサムウェアに感染すると、保有する情報資産（データ等）が暗号化され、電子カルテシステムが利用できなくなって診療に支障が生じたり、患者の個人情報が窃取されたりする等の甚大な被害をもたらす可能性があります。

つきましては、特に医療機器に接続するVPN装置の脆弱性・認証情報を悪用されるリスクに備えて、医療機関と連携し、必要な対策を実施して頂くよう、貴管下関係事業者に対して注意喚起をお願いします。

なお、医療機関に対しても、「VPN 装置等のネットワーク機器におけるサイバーセキュリティ対策の再徹底について（周知依頼）（令和８年３月19日付け厚生労働省医政局医療情報担当参事官室事務連絡）」にて周知している旨、申し添えます。

記

１．リモートメンテナンスに使用するVPN装置等のネットワーク機器など、医療機器本体以外の付属機器についても、保守契約等に基づき、医療機関との間で責任分界が明らかになっていることを確認すること。

２．製造販売業者に管理の責任がある、医療機器に接続するVPN装置等のネットワーク機器について、以下の点検を行うこと。

（１）ファームウェア等のバージョンが最新であること、またサポートが終了している機器が存在しないことを確認すること。

（２）サポート終了等が確認された場合には、その旨を医療機関に情報提供し、医療機関と連携の上、機器更新等の適切な対応を行うこと。

（３）VPN装置について、認証の強化、アクセス制御の実施その他の適切なセキュリティ対策を実施すること。

３．この他、内閣官房国家サイバー統括室対処調整・官民連携等ユニットより、令和８年２月18日付けで医療セプター及び重要インフラ事業者等に対して、VPN装置に起因したランサムウェア被害の増加について注意喚起が行われているため、適宜対応に際して参照されたい。